

## 陸上自衛隊供与品取扱規則

昭和 35 年 1 月 8 日  
陸上自衛隊達第 71—2 号

改正	昭和 35 年 7 月 1 日達第 100—21—1 号	昭和 35 年 10 月 21 日達第 100—21—2 号
	昭和 38 年 8 月 1 日達第 122—45 号	昭和 40 年 2 月 23 日達第 122—54 号
	昭和 41 年 4 月 28 日達第 71—5 号	昭和 42 年 6 月 12 日達第 76—3—1 号
	昭和 44 年 7 月 28 日達第 122—66 号	昭和 50 年 2 月 10 日達第 71—2—3 号
	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—108 号	昭和 53 年 1 月 13 日達第 122—109 号
	昭和 56 年 4 月 3 日達第 122—117 号	昭和 57 年 4 月 30 日達第 122—119 号
	昭和 58 年 3 月 8 日達第 122—121 号	昭和 58 年 3 月 14 日達第 71—2—4 号
	平成元年 2 月 10 日達第 122—127 号	平成 7 年 9 月 27 日達第 71—2—5 号
	平成 10 年 3 月 20 日達第 122—138 号	平成 12 年 3 月 27 日達第 122—159 号
	平成 14 年 3 月 27 日達第 122—177 号	平成 19 年 1 月 9 日達第 122—215 号
	平成 21 年 2 月 3 日達第 122—230 号	平成 26 年 12 月 8 日達第 41—8 号
	平成 30 年 3 月 22 日達第 71—2—6 号	平成 31 年 4 月 19 日達第 122—302 号
	令和元年 6 月 27 日達第 122—303 号	

陸上自衛隊供与品取扱規則（昭和 32 年陸上自衛隊達第 100—21 号）の全部を改正する。

陸上幕僚長 陸将 杉山 茂

### 陸上自衛隊供与品取扱規則

#### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 受領（第 3 条—第 13 条）
- 第 3 章 不用の決定及び処分（第 14 条—第 18 条）
- 第 4 章 雑則（第 19 条—第 23 条）

#### 附則

##### 別紙

- 第 1 受領権限の委任の通報書（長官）
- 第 2 署名票
- 第 3 受領権限の委任の通報書（受領官）
- 第 4 MAP 物品の受領官の昇任通知
- 第 5 MAP 物品の受領官の権限免除
- 第 6 MAP に基づく貨物の輸入の協議に関する上申
- 第 7 譲受申告書
- 第 8 削除
- 第 9 他所蔵置許可申請書
- 第 10 指定地外貨物検査許可申請書

- 第11 受領の証明要領
- 第12 船積書類報告
- 第13 供与品受領月報
- 第14 供与品受払簿
- 第15 貨物検証票
- 第16 供与物品不用決定申請品目表
- 第17 不用供与品集積部隊等
- 第18 不用供与品報告書
- 第19 欠品証明書
- 第20 返還状況報告書
- 第21 供与品異常報告書

## 第1章 総則

### (目的及び範囲)

第1条 この規則は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基く供与品の受領等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第1号。以下「訓令」という。）に基づき、供与品の受領、返還等に関し必要な細部の事項を定めることを目的とする。

- 2 供与品の記録整理及びその他物品管理上及び国有財産管理上必要な事項は、この規則に定めるもののほか、防衛省所管物品管理取扱規則（平成18年防衛庁訓令第115号）及び陸上自衛隊補給管理規則（陸上自衛隊達第71—5号。以下「規則」という。）並びに関係規則の定めるところによる。
- 3 特定秘密に該当する供与品及びこれに関する文書等の秘密保護上の取扱いについては、特定秘密の保護に関する達（陸上自衛隊達第41—8号）に定めるところによる。

### (用語の定義)

第2条 この規則中次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 「供与品」とは、訓令第1条に規定するものをいう。
- (2) 「供与物品」とは、航空機以外の供与品をいう。
- (3) 「受領官」とは、訓令第2条第1項の規定により、防衛大臣から日本政府の名の下に供与品を受領する権限を委任された者をいう。
- (4) 「代理受領官」とは、訓令第2条第2項の規定により、防衛大臣の代り受領官から日本政府の名の下に供与品を受領する権限を再委任された者をいう。
- (5) 「受領文書」とは、供与品の品目、数量及びその譲渡を証明する文言を記載した米軍出荷証書、船積書類又は業者直納引渡証書（米軍様式DD Form 250）に受領官又は代理受領官が署名押印したものをいう。
- (6) 「受領担当機関」とは、陸上自衛隊補給処（以下「補給処」という。）、陸上自衛隊中央業務支援隊（以下「中央業務支援隊」という。）及び陸上自衛隊中央輸送隊（以下「中央輸送隊」という。）をいう。

## 第2章 受領

### (受領場所及び受領方法)

第3条 国内において供与品を受領する場合は、通常相互防衛援助事務所の連絡に基づき陸上幕僚長（以下「陸幕長」という。）の指示するところにより、次に掲げる場所及び方法のうちいずれかにより受領する。

- (1) 日本国外からアメリカ合衆国政府の責任において船舶輸送された供与品の場合は、日本国内の港湾において、当該供与品がその船舶の荷揚機に着けられたときをもって受領担当機関が直接受領する。
- (2) 日本国外からアメリカ合衆国政府の責任において空輸された供与品の場合は、日本国内の飛行場において受領担当機関が直接受領する。
- (3) 日本国内にある米軍の補給処若しくはその支処又はその他の米軍管理機関（以下「米軍機関」という。）から引渡しを受ける供与品の場合は、当該米軍機関において受領担当機関が直接受領する。
- (4) 域外調達により米軍が日本国内の生産者に発注した供与品である場合は、当該生産者の工場において内国運送積込渡によるか、又は受領担当機関が直接受領する。
- (5) その他特に指定する場所及び方法による。

2 日本国外において供与品の引渡しを受ける場合については、別に定める。

（受領業務の担当区分）

第4条 供与品の受領業務の担当は、次の各号に掲げる区分による。

- (1) 京浜地区（訓令第6条第1項に規定する地区をいう。以下同じ。）及び防衛大臣の指示する港湾において受領する場合は、中央輸送隊が担当する。
- (2) 前号以外の場所において受領する場合は、陸上自衛隊の補給等に関する訓令（昭和34年陸上自衛隊訓令第72号）第8条第1項に示す担当区域に従い、各補給処が担当する。ただし、出版物については中央業務支援隊が担当する。

（受領官及び代理受領官）

第5条 陸上自衛隊における受領官は、受領担当機関の長をもって充てるものとし、陸幕長の上申により防衛大臣から任命される。

2 受領官は、必要と認めるとき自己の属する受領担当機関の幹部自衛官を代理受領官に任命することができる。

（受領官及び代理受領官の署名票等の提出）

第6条 受領官及び代理受領官の命免があったときは、防衛大臣からこれを相互防衛援助事務所に通知するため、次の区分により署名票等を提出するものとする。

- (1) 受領官を命ぜられた者は、別紙第1の様式2部、別紙第2の様式11部に所要の記載及び押印を行い、陸幕長を経由して防衛大臣に提出する。（装計定第17号）
- (2) 代理受領官を命ぜられた者は、別紙第3の様式2部、別紙第2の様式11部に所要の記載及び押印を行い、受領官に提出し、受領官はこれに認証の署名押印を行った上、陸幕長を経由して防衛大臣に提出する。（装計定第17号）
- (3) 受領官及び代理受領官は、それぞれ第1号及び前号により提出した文書の記載事項に昇任により変更があったときは、速やかに別紙第4の様式

(昇任以外の事由による変更の場合はこれに準ずる様式) 11 部に所要の記載を行い、それぞれ第 1 号又は前号に準じ提出する。

- (4) 受領官は、代理受領官を免じたときは、別紙第 5 の様式 11 部に所要の記載を行い陸幕長を経由して防衛大臣に提出する。(装計定第 17 号)

(輸入協議)

第 7 条 京浜地区及びその他防衛大臣の指示する港湾において米軍機関から供与品を受領する場合は、受領に先立ち次の要領により輸入協議を行うものとする。

- (1) 削除  
(2) 陸幕長は、輸入協議に関し別紙第 6 の様式により防衛大臣に上申の手続を行うものとする。  
(3) 防衛大臣から陸幕長に対しその輸入に関し、経済産業大臣との協議が整った旨の通知(輸入協議に関する経済産業大臣の回答文書の認証謄本 2 部添付)があったときは、陸幕長は認証謄本の 1 部を保管するとともにその旨を受領官に認証謄本の 1 部を添付して通知する。

2 前項の輸入協議について防衛大臣と経済産業大臣との間に年度ごとの包括協議が整った場合は、防衛大臣からの通知(輸入協議に対する経済産業大臣の回答文書の認証謄本 2 部添付)に基づき前項第 3 号に準じ処理するものとし、前項第 2 号の手続は必要としない。

(輸入申告)

第 8 条 受領官又は代理受領官(以下「受領官等」という。)が米軍機関から供与品を受領したときは、次のとおり速やかに輸入申告を行うものとする。

- (1) 受領官等は、通関手続を行う場合譲受申告書(税関様式 F 第 1250 号)(様式別紙第 7) 3 部及び受領文書(受領官等の署名のあるもの) 2 部に所要の記載を行い所轄税関に提出するものとする。  
(2) 原則として通関を行う品目は、通関手続を行うまで保税地域に蔵置し、税関の指定する場所において検査を受けるべきであるが、当該品目が受領担当機関に引き取ってある場合又は保税地域に蔵置することが困難な場合は、他所蔵置許可申請書(税関様式 C 第 3000 号)(様式別紙第 9) 2 部及び指定地外貨物検査許可申請書(税関様式 C 第 5390 号)(様式別紙第 10) 2 部に所要の手続及び記載を行い所轄税関に提出するものとする。  
(3) 指定地外貨物検査許可申請書を提出する場合は、検査を受ける品目の多少、検査の実施いかんにかかわらず検査手数料として所要の金額の収入印紙を裏面にはって提出するものとする。  
(4) 米側公用船で運ばれた貨物は、船側から積荷目録が税関に提出されないため、受領官等が積荷目録を作成して税関に 2 部提出するものとする。  
(5) 輸入申告を受理する税関名は、次表のとおりである。

所轄税関名	位置	管轄区域
東京税関	東京都	東京都、千葉県のうち成田市、市川市（財務大臣が定める地域に限る。）、香取郡多古町及び山武郡芝山町、埼玉県、群馬県、山梨県、新潟県、山形県
横浜税関	横浜市	神奈川県、茨城県、栃木県、千葉県（東京税関の管轄地域を除く。）、福島県、宮城県
神戸税関	神戸市	兵庫県、岡山県、鳥取県、島根県、広島県、香川県、徳島県、高知県、愛媛県
大阪税関	大阪市	大阪府、京都府、和歌山県、奈良県、滋賀県、福井県、石川県、富山県
名古屋税関	名古屋市	愛知県、三重県、岐阜県、長野県、静岡県門司税関 北九州市 福岡県（長崎税関の管轄地域を除く。）、山口県、佐賀県のうち唐津市、伊万里市、東松浦郡及び西松浦郡、長崎県のうち壱岐市及び対馬市、大分県、宮崎県
長崎税関	長崎市	長崎県（門司税関の管轄地域を除く。）、佐賀県（門司税関の管轄地域を除く。）、福岡県のうち久留米市、大牟田市、柳川市、筑後市、八女市、大川市、小郡市、うきは市、みやま市、三井郡、三潴郡、八女郡、熊本県、鹿児島県
函館税関	函館市	北海道、秋田県、岩手県、青森県
沖縄地区税関	那覇市	沖縄県
上記税関は、支署及び出張所を含む。		

(6) 各申告（請）書用紙は、各地税関において購入するものとし、購入料及び検査許可手数料は、消耗品費から支弁するものとする。

2 前項の手続に基づく税関の検査後でない受領担当機関から供与品の移動はできないものとする。

(受領文書の処理)

第9条 受領官等は、供与品を受領したときはその供与品に関する米軍出荷証書又は船積書類に別紙第11に掲げる要領により受領の証明を行うものとする。

2 受領官等は、受領文書のうち前条により税関に提出するもののほか1部を控とし、相互防衛援助事務所の要求する部数を相互防衛援助事務所に提出するものとする。

(受領に関する報告及び通知)

第10条 供与品を受領したときは、次のとおり報告及び通知を行うものとする。

(1) 中央輸送隊長は、供与品の受領の都度受領文書の写3部を作成し、その2部を関東補給処又は中央業務支援隊に送付するとともに、他の1部を陸

幕長に提出するものとする。(装計定第18号)

- (2) 補給処及び中央業務支援隊(以下「補給処等」という。)の長は、供与品の受領の都度受領文書の写を作成し、補給処長にあつては、補給統制本部長に2部(補給統制本部長は1部を陸幕長へ)、中央業務支援隊長にあつては、陸幕長に1部提出するものとする。
  - (3) 受領担当機関の長は、毎月米軍機関から直接受領した供与品の受領文書に基づき証書番号を記載したリスト(様式別紙第12)を作成し、翌月10日までに陸幕長に8部提出(補給処長にあつては、補給統制本部長の定めるところにより補給統制本部長に9部提出)するものとする。(装計定第18号)
  - (4) 補給統制本部長は、前号のリストを翌月10日までに陸幕長に8部提出するものとする。(装計定第18号)
  - (5) 陸幕長は、前号により送付を受けた証書番号を記載したリストを取りまとめ防衛大臣に提出するものとする。
  - (6) 陸幕長は、毎月陸上自衛隊が受領した供与品の全数量(整備用部品、付属品等は重量)について供与品受領月報(様式別紙第13)を作成し、翌月末までに防衛大臣に提出するものとする。
- 2 前項第1号により中央輸送隊が関東補給処又は中央業務支援隊に送付する受領文書の写は、相互協議の上、増加作成することができる。
- 3 補給処長(補給処から未開梱のまま部隊等へ補給した場合は、当該部隊等の長)は、受領した供与物品のうち通信電子器材について、当該供与物品のパッキングリスト(構成品ごとの受領数量)の写2部を補給統制本部長に提出するものとする。ただし、補給処から未開梱のまま部隊等へ補給した場合は、当該部隊等の長が写1部を受領後20日以内に陸幕長に提出するものとする。
- 4 補給統制本部長は、前項の写1部を受領後20日以内に陸幕長に提出するものとする。(装計定第18号)
- (供与品の管理上の取扱い)

第11条 供与品の物品管理上又は国有財産上の取扱いは、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 補給処長において直接受領した供与物品は、受領と同時に当該受領補給処等の分任物品管理官の管理に属するものとする。
  - (2) 中央輸送隊において受領した供与物品は、受領と同時に関東補給処又は中央業務支援隊の分任物品管理官の管理に属するものとする。
  - (3) 受領担当機関において受領した航空機は、受領と同時に陸幕長の管理に属するものとする。
- 2 分任物品管理官又は陸幕長は、前項各号によりそれぞれ自己の管理に属することになった供与品について、前条第1項第1号により送付を受けた受領文書の写1部を受入の証書として物品管理簿又は国有財産台帳に受入整理を行うものとする。

(中央輸送隊における供与品の取扱い)

第12条 中央輸送隊において受領する供与品のうち、供与物品については陸幕

長の指示する場合を除き受領後遅滞なく関東補給処又は中央業務支援隊に、航空機については陸幕長の指示する部隊等に輸送するものとする。

- 2 中央輸送隊において供与品を受領したときは荷姿のまま受領検査を行うとともに、供与品受払簿（様式別紙第14）による受領品目の概要、梱数による受払の状況等を明らかにしたものとする。

（供与品の検証等）

第13条 中央輸送隊において前条第2項による供与品の受領検査を終わったときは、貨物検証票（様式別紙第15）3部を作成し、相互防衛援助事務所に1部、輸送先補給処等に2部送付する。

- 2 輸送先補給処等の長又はその委任を受けた者は、供与品を受領したときは貨物検証票に署名押印し、中央輸送隊に返送する。この場合、貨物の梱包数、梱包の状態に異状を発見した場合には、その旨貨物検証票の裏面に記載するとともに遅滞なく所管の分任物品管理官に報告する。

### 第3章 不用の決定及び処分

（不用の決定）

第14条 分任物品管理官は、別紙第16に掲げる供与物品（ただし、第6項を除く。）について、不用の決定をしようとする場合は、不用決定申請書（規則別紙第16）を1部作成し、「供与」と朱記して、審査に必要な資料を添付し、順序を経て陸幕長に申請し、その承認を得るものとする。その際、転用及び部品取りを希望するものについては不用決定申請書の備考欄にその旨を記載するものとする。

- 2 分任物品管理官は、前項に掲げる供与物品以外の供与物品について不用の決定をしようとする場合は、前項に準じて規則別紙第15に定める不用決定承認権者に申請し、その承認を得るものとする。

（集積及び不用供与品の報告）

第15条 分任物品管理官は、不用の決定を行った供与物品、用途廃止を決定した供与の航空機及び陸上幕僚長が別に示す供与物品（以下「不用供与品」という。）を別紙第17に定める集積部隊等の長たる分任物品管理官（以下「集積担任分任物品管理官」という。）に管理換するものとする。この場合、通常欠品がない状態とする。

- 2 集積担任分任物品管理官は、集積された不用供与品について第2四半期及び第4四半期ごとに不用供与品報告書（様式別紙第18）を作成し、順序を経て補給統制本部長に5部提出するものとする。
- 3 補給統制本部長は、前項の報告書を当該四半期経過後30日以内（特に必要がある場合は、その都度）に陸幕長に4部提出するものとする。（装計定第19号）
- 4 集積担任分任物品管理官が不用供与品のうち陸幕長の承認を得て部品取りを行ったものについて報告する場合は、欠品証明書（様式別紙第19）を作成し添付するものとする。
- 5 陸幕長は、第3項及び第4項の報告に基づき防衛大臣に報告する。

（処分）

第16条 集積担任分任物品管理官は、陸幕長が別に定めるところにより不用供

与品を処分するものとする。

第17条 集積担任分任物品管理官は、各四半期ごとの返還状況報告書（様式別紙第20）を作成し、順序を経て補給統制本部長に3部提出するものとする。

2 補給統制本部長は、前項の報告書を各四半期経過後30日以内に陸幕長に2部提出するものとする。（装計定第20号）

第18条 削除

第4章 雑則

（供与物品の記録整理）

第19条 供与物品の諸記録は、供与物品以外の物品の諸記録と区分して整理し、通常右上部欄外に枠を付してと朱記するものとする。ただし、既製被服、水晶振動子（調達物品と互換性のないものを除く。）部品（組部品及び調達物品と互換性のないものを除く。）付属品及び消耗品は区分しないことができる。

2 国内調達物品の主構成部品又はセット内容品に供与物品を充当した場合又は供与物品の主構成部品又はセット内容品に国内調達物品を充当した場合は、発送元は管理換票等に、受領部隊等は記録明細表に供与物品又は国内調達物品である旨を示すものとする。

3 供与物品たる既製被服等の記録及び整理は、次の各号による。

(1) 補給処から部隊等へ管理換された後は、国内調達物品と同様の取扱いをするものとする。

ただし、補給処間の管理換によるものは、この限りでない。

(2) 供与物品の原反生地から製作された冬服及び補修用として補給された生地等の記録及び整理は、国内調達物品と同様の取扱いをするものとする。

4 供与物品たる教範等の記録及び整理は、中央業務支援隊から部隊等へ管理換された後は国内調達物品と同様の取扱いをするものとする。

（供与物品の識別等）

第20条 供与物品のうち供与物品以外の物品と取扱いの区別を必要とし、その識別が困難な物品には、次に定めるところにより白ペイント等での符号をつけるものとし、符号の大きさ、標示箇所は、品目に応じて適宜とする。

(1) 標示を行う場合

ア 型式番号等の刻印のないもの

イ 刻印の塗装等のため不明りょうとなったもの

ウ セット内容品、付属品、アタッチメント等で主体品に装備し又は組入れている物品を主体品等から取り外すことによって識別困難となるもの等

(2) 標示箇所

供与鉄帽及び供与中帽はすべて裏面前額部の位置に、供マークを白ペンキ等にて注記する。

2 分任物品管理官は、整備上支障のない場合に限り、供与物品たる整備用部品、付属品、消耗品を供与物品以外の物品用に、供与物品以外の整備用部品、付属品、消耗品を供与物品用に使用することができる。

（供与品の不適合その他の異常の処理）

第21条 補給処等の長たる分任物品管理官は、受領した供与品について、検査の結果証書の数量と実数と不適合その他の異常を発見したときは、それが明らかに受領官等の受領以後に起因していると認められる場合を除き、直ちに供与品異常報告書（様式別紙第21）を作成し、補給処長にあつては、補給統制本部長に4部（補給統制本部長は更に3部を陸幕長へ）、中央業務支援隊長にあつては、陸幕長に3部提出するものとし、所要に応じ記録を修正するものとする。（装計定第23号）

- 2 部隊等において、補給処等から受領した供与品について異常を発見したときは、内容説明を添えて、交付系統に従い補給処等に通知するものとし、補給処等は、前項の要領により処理する。
- 3 分任物品管理官は、供与品の異常に関する処理状況を明らかにするとともに、報告又は通知書を添付して受払命令書により受払の整理を行うものとする。

## 第22条 削除

（緊急請求物品等の処理）

第23条 陸幕長は、供与品を合衆国側に緊急請求した場合、その他供与品の受領後特に迅速な処理を必要とする場合は、その都度受領官に対し当該供与品の請求内容（年月日、請求番号、物品整理番号、品目、数量、予定受領期日等）その他必要な事項を通知するものとし、受領官が当該供与品を受領したときは、他に優先し輸送等の処理を行うものとする。

附 則

この規則は、昭和35年4月1日から施行する。

附 則（昭和35年7月1日陸上自衛隊達第100—21—1号）

この達は、昭和35年7月1日から施行する。

附 則（昭和35年10月21日陸上自衛隊達第100—21—2号）

この達は、昭和35年11月1日から施行する。

附 則（昭和38年8月1日陸上自衛隊達第122—45号）

この達は、昭和38年8月15日から施行する。

附 則（昭和40年2月23日陸上自衛隊達第122—54号）

この達は、昭和40年4月1日から施行する。

附 則（昭和41年4月28日陸上自衛隊達第71—5号抄）

- 1 この達は、昭和41年7月1日から施行する。

附 則（昭和42年6月12日陸上自衛隊達第76—3—1号抄）

- 1 この達は、昭和42年7月1日から施行する。

附 則（昭和44年7月28日陸上自衛隊達第122—66号）

この達は、昭和44年7月28日から施行し、昭和44年7月5日から適用する。

附 則（昭和50年2月10日陸上自衛隊達第71—2—3号）

この達は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—108号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和53年1月13日陸上自衛隊達第122—109号）

この達は、昭和53年1月30日から施行する。

附 則（昭和56年4月3日陸上自衛隊達第122—117号）

この達は、昭和56年4月3日から施行する。

附 則（昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122—119号）

- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間内容を修正して使用することができる。

附 則（昭和58年3月8日陸上自衛隊達第122—121号）

この達は、昭和58年3月24日から施行する。

附 則（昭和58年3月14日陸上自衛隊達第71—2—4号）

この達は、昭和58年5月1日から施行する。

附 則（平成元年2月10日陸上自衛隊達第122—127号）

- 1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成7年9月27日陸上自衛隊達第71—2—5号）

- 1 この達は、平成7年10月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は、当分の間、内容を修正して使用することができる。

附 則（平成10年3月20日陸上自衛隊達第122—138号）

この達は、平成10年3月26日から施行する。（ただし書略）

附 則（平成12年3月27日陸上自衛隊達第122—159号）

この達は、平成12年3月28日から施行する。

附 則（平成14年3月27日陸上自衛隊達第122—177号）

この達は、平成14年4月1日から施行する。（ただし書略）

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122—215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122—230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成26年12月8日陸上自衛隊達第41—8号）

この達は、平成26年12月10日から施行する。

附 則（平成30年3月22日陸上自衛隊達第71—2—6号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊達第122—302号）

- 1 この達は、令和元年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式の内紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（令和元年6月27日陸上自衛隊達第122—303号）

- 1 この達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する本改正前の内紙は、当分の間、これを修正した上使用することができる

DEFENSE AGENCY-JAPAN  
Akasaka, Minato-ku, Tokyo

\_\_\_\_\_  
Date

Chief,  
Mutual Defense Assistance Office

Dear

Reference is made to the Mutual Security Act of 1954 and letter Mr. Seiichi Ohmura dated January 13th, 1955.

The individual whose signature and name are appended below is hereby appointed and designated as the representative of the Japan Defense Agency authorized to accept title in the name of the Government of Japan to equipment and supplies transferred to Japan under the provisions of the Mutual Defense Assistance Agreement.

The appointed and designated individual is further authorized to appoint and designate in my behalf additional representatives who also shall be authorized to accept title in my behalf additional representatives who also be authorized to accept title in the name of the Government of Japan to equipment and supplies transferred to Japan in accordance with the provisions of the Mutual Defense Assistance Agreement.

Signature cards for the representative, in quintuplicate, are inclosed. Such additional signature cards as may be required by U. S. supply agencies will be furnished.

Yours very truly,

Director General  
Japan Defense Agency

Name of Representative: \_\_\_\_\_

Official Title: \_\_\_\_\_

Signature of Representative: \_\_\_\_\_

Seal of Representative: \_\_\_\_\_

別紙第1 和訳

( 日付)

あて先 相互防衛援助事務所長

拝啓

関連文書：1954年のM S A 法及び1955年1月13日付大村清一氏書簡

下記の署名及び印鑑を有する者を防衛庁の代表として任命し、相互防衛援助協定の規定に基づき日本国に譲渡される装備及び資材を日本政府の名のもとに受領する権限を委任する。

任命された者は、更に上記協定に基づき日本国に譲渡される装備及び資材を日本政府の名のもとに受領する権限を委任すべく追加の代表者を本職に代り任命する権限を委任される。

代表者の署名票5部を添付する。これは、米軍補給機関の要求により提出するものである。

敬 具

防衛庁長官

代表者氏名 \_\_\_\_\_

官 職 \_\_\_\_\_

代表者署名 \_\_\_\_\_

代表者印鑑 \_\_\_\_\_

SIGNATURE CARD		
The signature and han below are those of:		
_____	_____	_____ GSDP
Name (typed)	Rank (typed)	Title (typed)
who has been appointed and designated to receipt for equipment and supplies for the Government of Japan under the provisions of Mutual Defense Assistance Agreement.		
_____	_____	_____
Date	Signature	Seal
		Director General. Japan Defense Agency

## 別紙第2 和訳

## 署 名 票

下記署名及び印は、相互防衛援助協定の規定に基づき日本政府への装備及び資材を受領すべく任命した陸上自衛隊 所属 階級 氏名 のものである。

日付                      署                      名                      印

防衛庁長官

(Heading of Unit)

\_\_\_\_\_  
Date

Chief,  
Mutual Defense Assistance Office

Dear

Reference is made to the Mutual Security Act of 1954 and letter Mr. Seichi Omura, dated January 13th, 1955.

The individual whose signature and name are appended below is hereby appointed and designated as the representative of the Japan Defense Agency authorized to accept to Japan under the provisions of the Mutual Defense Assistance Agreement.

Signature cards for the representative, in quintuplicate, are inclosed. Such additional signature cards as may be required by U.S. supply agencies will be furnished.

Yours very truly,

\_\_\_\_\_  
(Rank and Branch)  
Chief

Name of Representative: \_\_\_\_\_

Official Title: \_\_\_\_\_

Signature of Representative: \_\_\_\_\_

Seal of Representative: \_\_\_\_\_

(部 隊 名)

別紙第3 和訳

( 日付)

あて先：相互防衛援助事務所長

拝啓

関連文書：1954年のMSA法及び1955年1月13日付大村清一氏書簡

下記署名及び印鑑を有する者を防衛庁の代表者として任命し、相互防衛援助協定の規定に基づき日本国に譲渡される装備及び資材を日本政府の名のもとに受領する権限を委任する。

代表者の署名票5部を添付する。これは米軍補給機関の要求により提出するものである。

敬具

氏 名 \_\_\_\_\_

階 級 \_\_\_\_\_

官 職 \_\_\_\_\_

代表者氏名 \_\_\_\_\_

官 職 \_\_\_\_\_

代表者署名 \_\_\_\_\_

代表者印鑑 \_\_\_\_\_

(Heading of Unit)	
	Date
TO: Chief	
Mutual Defense Assistance Office	
SUBJECT: Promotion of Receiving Representatives for MAP Items	
It is hereby notified that _____ designated and appointed as the representative of Government of Japan for MAP Items, dated _____, have been promoted to _____ as of _____.	
	_____ (Rank and Branch) Chief

(部 隊 名)

別紙第4 和訳

( 日付)

あて先：相互防衛援助事務所長  
件名：MAP物品の受領官の昇任

任命月日にMAP品目の日本政府代表として任命した 階級 氏名 は昇任月日現在、昇任階級 に昇進したので通知する。

氏 名 \_\_\_\_\_

階 級 \_\_\_\_\_

官 職 \_\_\_\_\_

(Heading of Unit)	
	<u>(Date)</u>
TO: Chief	
Mutual Defense Assistance Office	
SUBJECT: Revocation of Authorization of Receiving Representative for MAP	
<u>CERTIFICATE</u>	
Authorization to <u>(Representative's Name)</u> , (Rank), <u>(Serial Number)</u> , assigned to <u>(Unit Designation)</u> , designated and appointed on <u>(Date)</u> , to receipt for equipment and supplies furnished under the provisions of the Mutual Security Act as a representative of the Government of Japan is hereby revoked.	
	_____ (Rank and Branch) Chief

(部 隊 名)

別紙第5 和訳

( 日付)

あて先：相互防衛援助事務所長

件名：MAP品目の受領官の権限免除

日本政府代表としてMSA法の規定に基づき供与される装備及び資材を受領すべく\_\_  
月\_\_日に任命した 部隊名 に所属する 認番 階級 氏名 の権限を取り消す。

氏 名 \_\_\_\_\_

階 級 \_\_\_\_\_

官 職 \_\_\_\_\_

別紙第6（第7条関係）

発 問 番 号

年 月 日

防衛大臣 殿

陸上幕僚長

MAPに基づく貨物の輸入の協議について（上申）

MAPに基づき、アメリカ合衆国政府から供与を受ける（貨物名）について、輸入貿易管理令（昭和24年政令第414号）第20条第1項ただし書の規定に基づき、経済産業大臣に対し、別紙のとおり協議されたく上申する。

別紙

受 領 （予定） 年 月 日	受領場所	品 名	単 位	数 量	全 L 重 / 量 T	全 M 容 / 積 T	支私 の 取 決 め

規格：日本産業規格 A 4

輸入（譲受）申告書  
 (内国消費税課税標準数量等申告書兼用)

## DECLARATION ON IMPORT

Relating Goods Imported Duty-exempt and Transferred  
 later to a person not accorded duty-exemption  
 (Use as a Declaration on Leviable Quantity for Excise)

IC	IS	IM	BP
	ISW	IMW	IBP

税関様式F第1250号

あて先  
 Declared at  
 (Custom  
 House)

\_\_\_\_\_ 長殿

申告年月日  
 Date of Declaration

\_\_\_\_\_

申告番号  
 Declaration No.

--

譲渡人の住所  
 及び氏名(署名)  
 Name(Signature)  
 and Address  
 of Transferor

\_\_\_\_\_

譲受予定年月日  
 Intended Date  
 of Receipt  
 of Transfer

\_\_\_\_\_

譲受人の住所  
 及び氏名(印)  
 Name and Address  
 of Transferee (to  
 be signed or sealed)

\_\_\_\_\_

原産地  
 Place of Origin

\_\_\_\_\_

代理人の住所及  
 び氏名(印)  
 Name and Address  
 of Proxy (to be  
 signed or sealed)

\_\_\_\_\_

蔵置場所  
 Place of Storing

\_\_\_\_\_

庫人又は移入先  
 Warehouse to  
 Store in

\_\_\_\_\_

貿易形態別 符 号	
原産国(地) 符 号	
輸入者符号	
※ (調査用符号)	

品名 Commodity Description		単位 Unit of Net Quantity	正味数量 Net Quantities	申告価格 (CIF) CIF Value	※税率	※関税額	減免税条項適用区分 Applied Articles of Law for Duty & Excise Reduction & Exemption
番号 No.	統計細分 Stat.Code No.			※内国消費税課税標準額 Leviable Value for Excise	※種別等・税率	※内国消費税額	
(1)				千円		千円	
	※ 税表 細分				基 協 特 暫	減免税額	符 号 定 率 及 特 別 表
			物				条 項 号
						減免税額	条 項 号
(2)				千円		千円	
	※ 税表 細分				基 協 特 暫	減免税額	符 号 定 率 及 特 別 表
			物				条 項 号
						減免税額	条 項 号

個数・記号・番号 Number of Packages, Marks&Nos	※税関記入欄	※ 税 額 合 計	円	関	税
					税
					税

添付書類 承認番号	(有) <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> (※税関 確認) 関税法第70条関係 許可・承認等 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> [ 法令名 ]	※受理	※審 査	※収納	※許可・承認印、許可・承認年月日
契約書等 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>					

注意 1. ※印のある欄は記入しないで下さい。  
 Note. The declarant shall leave out the columns marked \*.

2. 譲渡人の署名は、自動車の譲受の場合に限り署名して下さい。  
 Signature by transferor shall be required only when a vehicle is to be transferred.

3. この申告による課税標準等に誤りがあることがわかったときは、税関に申し出て下さい。  
 なお、輸入（譲受）の許可後、税関長の調査により、税額等を変更する決定を行うことがあります。  
 If the declarant finds an error in the basis for assessment, etc., covered by this declaration, he may report it to the Customs. After the importation is permitted, the Director of the Customs may make a decision to change the amount of customs duty payable and other items on the basis of the result of his investigation.

4. この申告に基づく処分について不服があるときは、その処分があったことを知った日の翌日から起算して2月以内に税関長に対して異議申立てをすることができます。  
 If the declarant is dissatisfied with the payment of customs duty or internal tax imposed on the goods covered by his declaration, etc., he may make a complaint in writing, stating the reason therefor, to the Director of Customs, within two months of the day following the date when such imposition, etc., came to his knowledge.

通 関 士 記 名 押 印

別紙第8 削除

申請番号

他所蔵置許可申請書

令和 年 月 日

税関長殿

申請者

住 所

氏名又は名称

㊟

関税法第30条第2号の規定により下記のとおり外国貨物を保税地域外に蔵置したいので申請します。

記

※ 外国貨物の区分	外国から本邦に到着した貨物 輸出の許可を受けた貨物、運送貨物				
貨物を積んでいた又は積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号					
同上船舶又は航空機入港の年 月 日					
貨物の明細	記 号	番 号	品 名	個 数	数 量
貨物を置こうとする期間	自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日				
貨物を置こうとする場所					
貨物を保税地域外に置こうとする事由					
備 考					

- (注) 1 この申請書は2通提出して下さい。
- 2 保税地域外に蔵置することが許可された外国貨物については保税地域内に置かれた貨物と同様の取扱いを受けますから注意して下さい。
- 3 ※印欄は該当事項を○で囲んで下さい。
- 4 貨物の指定地域外積卸をしようとするときは備考欄に貨物の積卸期間及び場所を記載して下さい。  
この場合においては貨物の指定地域外積卸許可申請書を提出する必要はありません。
- 5 裏面に貨物を置こうとする場所の略図を記載して下さい。

申請番号

指定地外貨物検査許可申請書

令和 年 月 日

税関長殿

申請者

住 所

氏名又は名称

関税法第69条第2項の規定により下記のとおり指定地外で貨物の検査を受けたいので申請します。

記

記号及び番号	品 名	個 数	数 量
検査を受けようとする場所			
検査を受けようとする時間	自 令和 年 月 日 午前、午後 時	至 令和 年 月 日 午前、午後 時	
許可手数料の金額	¥		
指定地外で検査を受けようとする事由			

(注) この申請書は2通提出し、そのうち1通の裏面上部に許可手数料に相当する収入印紙をはり付けて下さい。

Date: \_\_\_\_\_

Place: \_\_\_\_\_

This is to acknowledge receipt and transfer of title to, possession and ownership by, the Government of Japan of the MAP supplies and/or equipment listed hereon with the following exceptions:

This receipt is executed with the understanding that all packaged supplies and/or equipment is receipted for based upon shipper's pack and count.

\_\_\_\_\_  
(Signature and Seal)

Authorized Representative of  
the Government of Japan

規格：日本産業規格A 4

別紙第11 和訳

MAP の場合

日 付： \_\_\_\_\_

場 所： \_\_\_\_\_

これは、次に示す例外的措置に基づいてなされるMAP資材及び（又は）装備について日本政府の所有権の受領及び譲渡のための証書である。

その例外的措置とは、全梱包資材及び（又は）装備の梱包要領及び数量は、出荷者側の一方的な決定によりなされることである。

この受領書は、この了解の上で調印したものである。

\_\_\_\_\_  
(署名及び印)

日本政府の委任された代表者

## The Consolidated Document Covering the Period of (Name of Month)

Name of the Staff Office	Date of Transfer	Place of Transfer	Name of the Recipient Unit	Voucher Number of Shipping Document	Number of Import Declaration	Remarks
記入例： G. S. O.	21 Feb. '95	Yokohama	E Depot	151511-1	999-0001-(B)	Yokohama
"	"	"	"	151510-1	"	"

規格：日本産業規格A4

注：Remarks欄には、申告税関名を記入する。

別紙第13 (第10条関係)

発 簡 番 号

年 月 日

防衛大臣 殿

陸上幕僚長 閣

供 与 品 受 領 月 報 ( 年 月 )

物品管理区分：

受領月日	物 品 整 理 番 号	受 領 物 品 名	単 位	数 量	重 量 (kg)	受 領 場 所	総受領数	備 考
	(自)							
	(米)							
	(自)							
	(米)							

規格：日本産業規格 A 4

注：1 物品整理番号欄（弾薬の場合は、ロット番号及びD O D I C）及び受領物品名欄は、主要品目及び弾薬については個々の品目について記入し、整備用部品・工具類については物品整理番号を記入せず、受領物品名欄に「整備用部品」等と記入し、単位・数量の代わりに重量を記入する。

物品整理番号は、自衛隊及び米軍の両方について記入するものとし、番号の頭に（自）又は（米）と記入して区別する。

2 総受領数欄は、当該月末までに米軍から受領したMAP物品の総数量を記入する。

3 備考欄は、内容の異常及びその他必要と認める事項を記入する。

供 与 品 受 払 簿

船名：\_\_\_\_\_

CD I No.：\_\_\_\_\_

受入予定		受 入		発 送		残	送付先	摘要
区 分	数 量	月 日	数 量	月 日	数 量			

規格：日本産業規格A 4

注：過不足、事故等は、できる限り詳細に記入すること。

## 貨 物 検 証 票

## TALLY SHEET

船名 VESSEL		バース BERTH		ページ PAGE NO.		
輸送手段 CARRIER		ハッチナンバー HATCH NO.		日付 DATE . . .		
作業命令番号 WORK ORDER NO.		受領 RECEIVE	搬出 DELIVERY	時間 TIME ~		
荷 受 先 CONSIGNEE						
品目又はケース ナンバー MARKS OR CASE NO.	荷 姿 TYPE OF PKG	内容説明及び輸 送番号 DESCRIPTION AND T. C. N	個 数 PIECES	重 量 WEIGHT	容積 CUBE	摘 要 EXCEP- TIONS
合 計 /TOTAL						
監督者又はドライバーの署名 SIGNATURE OF OVERSEER OR DRIVER		発送部隊 CONSIGNOR		検査員署名 SIGNATURE OF CARGO CHECKER		

## 供与物品不用決定申請品目表

## 第1 施設器材

一連 番号	品 名	物品番号 (N S N)
1	ボルスタ付トラック	2320-00-287-4249
2	鋼製導板橋	5420-00-267-0013
3	浮のう橋	5420-00-267-0035
4	パネル橋	5420-00-267-0045
5	軽門橋セット	2090-00-375-2434
6	照明セット 5KW	6230-00-299-7079
7	基地整備器材セット各種	
8	充電器 300W	
9	発動発電機 400HZ 45KW	6115-00-475-6573
10	マルチプレックス No.4	6675-00-641-3622
11	浮のう橋模型	6910-00-371-9869
12	パネル橋模型	6910-00-355-6538
13	固定橋模型	6910-00-355-6539
14	各セットの主体品	
15	その他	

## 第2 需品器材

一連 番号	品 名	物品番号 (N S N)
1	ドラムかん洗淨機	4940-00-001-9151
2	落下さん物料用 G-1 A	1670-00-242-5230
3	浄水セット 170ℓ	4610-00-190-0301
4	その他	

## 第3 火器、車両

一連 番号	品 名	物品番号 (N S N)
1	戦 車 M24	2350-00-835-8000
2	戦 車 M41	2350-00-738-6846
3	装 甲 車 M3 A 1	2320-00-835-8544
4	戦車回収車 M32	2320-00-174-9087
5	13tけん引車 M5	2430-00-835-8146
6	18t " M4	2430-00-835-8673
7	25t " M8	2430-00-563-7250

8	25tけん引車 M8	2430-00-740-5800
9	37mm自走高射機関砲 M15A 1	2102-00-835-8580
10	40mm " " M19A 1	2350-00-835-8068
11	155mm自走りゅう弾砲 M44A 1	2350-00-563-7966
12	自走重機4連装砲 M16	2350-00-835-8172
13	ブルドーザ M2	3830-00-732-3900
14	$1/4$ tトレーラ	G-001-00-0086-656
15	1tトレーラ	2330-00-835-8560
16	1t水タンクトレーラ	2330-00-835-8559
17	2t発電機トレーラ M18	2330-00-835-8165
18	2t弾薬トレーラ	2330-00-200-1786
19	$1/4$ tトラック(4×4)	2320-00-00-W21-0001
20	$3/4$ t " ( " )	2330-00-W11-0001
21	$2 1/2$ t " W/W(6×6)	2320-00-W01-0001
22	$2 1/2$ t " WO/W( " )	2320-00-W01-0002
23	" " 火砲修理車	G-001-00-00-95301
24	" " 電装品修理車	G-001-00-00-95330
25	" " 器具修理車	G-001-00-00-95336
26	" " 小火器修理車	G-001-00-00-95379
27	" " 器具作業車	G-001-00-00-95305
28	" " 有がい車	2320-00-835-846
29	" " 機械工作車 A	G-001-00-00-95341
30	" " B	
31	" " F	
32	9.65mm拳銃	1005-00-840-7302
33	11.4mm "	1005-00-673-7965
34	" " 短機関銃 M3	1005-00-672-1771
35	7.62mm小銃 M1	1005-00-674-1425
36	" " 騎銃	1005-00-670-7670
37	" " 自動銃	1005-00-674-1309
38	" " 機関銃 M1919A 4	1005-00-672-1644
39	" " M1919A 6	1005-00-672-1649
40	重機関銃 M1917A 1	1005-00-672-1639
41	12.7mm重機関銃 M2 (旋)	1005-00-672-5636
42	" " " (砲)	1005-00-672-2105
43	89mmロケットランチャー	1055-00-575-0064
44	M7系てき弾器	1005-00-317-2475
45	M1銃剣	1005-00-731-2034
46	M2三脚架	1005-00-322-9718

47	M3 三脚架	1005-00-322-9716
48	M63対空銃架	1005-00-673-3246
49	M31C 車載銃架	1005-00-317-2442
50	M24A 2 "	1005-00-322-9726
51	81mm 迫撃砲	1015-00-673-2025
52	107mm "	1015-00-591-0188
53	60mm "	1010-00-673-2006
54	75mm 無反動砲	1015-00-034-8058
55	57mm "	1010-00-322-9737
56	75mm りゅう弾砲	1015-00-322-9770
57	105mm "	1015-00-322-9752
58	155mm "	1025-00-322-9768
59	203mm "	1030-00-672-7988
60	155mm 加農砲	1025-00-322-9779
61	三脚架 M1917A 1	1005-00-673-4188
62	75mm 高射砲	1015-00-335-7482
63	40mm 高射機関砲	1010-00-322-9713
64	45KW 発電機 (60HZ)	6115-00-538-8774
65	6倍双眼鏡	6650-00-670-2491
66	7倍 "	6650-00-670-2500
67	M6 潜望鏡	6650-00-757-8357
68	M1 方向盤	1290-00-671-6145
69	M2 コンパス	6605-00-737-8443
70	M1917 傾斜計	1290-00-757-9977
71	M10 軽標定盤	1220-00-670-2976
72	M5 火光標定盤	1220-00-670-2975
73	射撃指揮用工具セット	6675-00-641-3608
74	M25 信管回レ	1290-00-767-6038
75	M21A 1 眼鏡たく座	1290-00-757-8593
76	射撃計算尺 75mmH用	1220-00-678-3041
77	" 105mmH用	1220-00-678-3056
78	" 155mmH用	1220-00-678-3045
79	" 203mmH用	1220-00-822-7793
80	" 155mmG用	1220-00-678-3048
81	" 76mmTKG用	1220-00-678-3058
82	" 107mmM用	1220-00-678-3069
83	高底計算尺 203mmH用	1220-00-678-2879
84	標かん燈 M14	1290-00-535-7629
85	駐退試験機 M11	4933-00-205-6217

86	プルオーバーゲージ	5280-00-205-6216
87	M38 射銃装置修理用工場セット	1230-00-561-0703
88	M8 標かん	1290-00-557-0619
89	小火器用ゲージキット	5180-00-205-1733
90	装薬温度計 M1	6685-00-678-5736
91	M65 砲隊鏡	6650-00-678-5577
92	M48 観測用望遠鏡	6650-00-678-5627
93	その他	

#### 第4 通信電子器材

一連 番号	品 名	物品番号 (N S N)
1	2 <sup>1</sup> / <sub>2</sub> t 有線作業車V-18/HTQ	2320-00-496-8378
2	12回線交換機 BD-72	5805-00-164-7088
3	" " SB-22	5805-00-257-3602
4	44回線 " TC-4	5805-00-221-1132
5	交 換 機 BD-110	5805-00-164-7087
6	機上無線機 AH/ARC-3	5820-00-537-3994
7	レーウインゾンデ受信機 AH/GHD-1	6660-00-224-6137
8	味方識別機 AN/GPX-17	
9	" AN/TPX-19	5895-00-355-8448
10	" AN/TPX-26	
11	" AN/TPX-22	5895-00-395-8911
12	車両無線機 AN/GRC-5	5820-00-230-0459
13	" AN/VRC-3	5320-00-642-7572
14	" SCR-506	5820-00-170-5170
15	" SCR-508	5820-00-197-3275
16	" SCR-528	5820-00-164-6309
17	" SCR-608	5820-00-193-8865
18	中無線機 AN/GRC-9	5820-00-193-8845
19	" SCR-694	5820-00-193-8836
20	" " SCR-188	5820-00-196-1738
21	軽 " AN/PRC-6	5820-00-194-9928
22	" " AN/PRC-10	5820-00-223-5122
23	" " SCR-300	5820-00-186-9200
24	無線中継端局装置 AN/TRC-3	5820-00-193-7107
25	" " AN/TRC-11B	5820-00-192-7149
26	" 中継装置 AN/TRC-12B	5820-00-192-7147
27	超短波無線機 AN/TRC-7	5820-00-537-4006

28	車載無線装置	AN/VRC-30	5820-00-532-3982
29	周波計	AN/URM-79	6625-00-668-5426
30	"	AN/URM-81	6625-00-669-0081
31	シンクロスコープ	AN/USM-24	6625-00-668-9460
32	"	AN/USM-32	6625-00-510-1824
33	"	TS-34/AP	6625-00-569-0270
34	オシロスコープ	BC-1060	6625-00-224-5483
35	2対ケーブル	CD-358	5995-00-160-8135
36	"	CX-1065/G	5995-00-224-4837
37	5対"	CX-162/D200'	5995-00-224-4838
38	"	" 1000'	5995-00-164-6490
39	搬送電話端局	CF-1A	5805-00-170-4770
40	水晶片セット	CK-1/GR	5955-00-191-7917
41	電話中継器	EE-89A	5805-00-164-8052
42	符号練習機	EE-95	6940-00-243-1966
43	搬送用信号器	EE-101	5805-00-665-3589
44	音源標定機	GR-6	5895-00-503-2613
45	"	GR-8	5895-00-240-4493
46	たい頭受話器	HS-30	5965-00-164-7259
47	"	HS-33	5965-00-170-4814
48	直流電圧電流計	I-50	6625-00-223-5248
49	線路故障探知器	I-51	6625-00-188-3236
50	組試験器	I-56、K、J	6625-00-229-1069
51	標準信号発生器	I-72	6625-00-229-1095
52	オシロスコープ	I-134	6625-00-498-3497
53	回路試験器	I-166	6625-00-256-3236
54	真空管試験器	I-177	6625-00-177-9111
55	継電器試験器	I-181	6625-00-229-1042
56	電圧抵抗計	ME-6/U	6625-00-753-4029
57	保守用具	ME-40	5820-00-498-0664
58	調整用具	ME-73	5820-00-498-0665
59	映写機ベル・ハウエル製	302型	6730-00-588-4813
60	記録器	RD-54/TP	5840-00-545-8222
61	電源装置	PE-75	6115-00-228-5815
62	"	PE-210	6115-00-228-5818
63	"	PE-214	6115-00-230-4002
64	"	PE-219	3110-00-156-4811
65	写真装置	PH-104 (KS-4A)	6780-00-408-5120
66	映写機	PH-131	6730-00-243-9067

67	幻燈器	PH-132	6730-00-240-5126
68	"	PH-222	6730-00-224-7036
69	氣象觀測裝置	SCM-12	6660-00-041-8367
70	発動発電器	PU-104/U	6115-00-235-8696
71	"	PU-107/U	6115-00-548-1377
72	"	PU-260/G	6115-00-643-4693
73	セレン整流機	PP-34/MSM	6130-00-333-9765
74	"	RA-20	5820-00-230-7304
75	"	RA-83	6130-00-222-6214
76	"	RA-91	6130-00-222-6204
77	遠隔操縦装置	RC-201	5820-00-228-6108
78	"	RC-289	5820-00-170-4789
79	"	RC-290	5820-00-240-0512
80	調整用具	IE-17	6625-00-248-3669
81	巻線機	RL-26	3985-00-537-7953
82	"	RL-27	3895-00-162-1171
83	"	RL-31	3895-00-252-6896
84	車載装置	SCR-508	(2S 508-V26/50)
85	"	SCR-608	"
86	"	SCR-528	"
87	"	<sup>1</sup> / <sub>4</sub> t 用SCR-506用	(2S 506-V26/50)
88	"	<sup>3</sup> / <sub>4</sub> t 用SCR-508用	(2S 508-V36/50)
89	"	<sup>1</sup> / <sub>4</sub> t 用SCR-510用	(2S 510-V26/50)
90	"	SCR-193用	(2S 193K-V26/50)
91	"	<sup>3</sup> / <sub>4</sub> t 用 " "	(2S 193U-V36/50)
92	"	<sup>1</sup> / <sub>2</sub> t M3 A 1、SCR-506用	(2S 506-V28/50)
93	"	" SCR-508用	(2S 508-V68/50)
94	"	" SCR-510用	(2S 510-V68/50)
95	"	<sup>3</sup> / <sub>4</sub> t SCR-510用	(2S 510-V36/12/50)
96	"	M15 A 1 SCR-528用	(2S 528-V64/50)
97	"	M32 SCR-528用	(2S 528-V79/50)
98	"	<sup>3</sup> / <sub>4</sub> t SCR-193用	(2S 1930-V15/50)
99	"	SCR-694用	(2S 6940-GP/50)
100	"	16, 17M13, 14 SCR-528用	(2S 528-V69/50)
101	"	<sup>3</sup> / <sub>4</sub> t SCR-619用	(2S 619-V36 6/50)
102	"	" SCR-694用	(2S 694-V36/50)
103	"	<sup>1</sup> / <sub>4</sub> t " "	(2S 694-V26/50)
104	"	<sup>3</sup> / <sub>4</sub> t SCR-619用	(2S 619-V26/50)
105	電工用バンド	LC-23	

106	航空用写真機	K-20	
107	昇柱器	LC-5	8465-00-190-5125
108	標準信号発生器	AN/URM-48	6625-00-545-7954
109	線掛器	MC-123	5120-00-223-9360
110	遠隔指示器	MC-544	5820-00-404-9522
111	ヘテロダイン周波計	SCR-211	6625-00-568-9999
112	ハイブリット	TA-3A/C	5915-00-392-7669
113	搬送電話端局	TC-22	5805-00-223-7448
114	搬送中継装置	TC-23	5805-00-164-8047
115	搬送用信号装置	TA-182	5805-00-263-3326
116	"	TC-24	5805-00-224-5035
117	搬送用コンバーター	TC-33	5805-00-228-6102
118	鉛工用工具	TE-21	5180-00-408-1350
119	写真機材一般工具	TX-24/GF	5180-00-408-1891
120	撮影機用工具	TK-25/GF	5180-00-408-1892
121	写真機用工具	TK-26/GF	5180-00-408-1893
122	増幅電話機	TP-9	5805-00-164-7092
123	電話中継器	TP-14	5805-00-164-7065
124	線路試験器	TS-27/TSM	6625-00-188-3232
125	周波数校正装置	TS-65/FMQ	6625-00-256-3874
126	搬送用試験セット	TS-140/PCM	6625-00-243-4888
127	乾電池試験器	TS-183	6625-00-224-5174
128	回路試験器	TS-297	6625-00-498-3677
129	"	TS-352	6625-00-242-5023
130	たい頭受話器	TS-365/GT	5965-00-170-9931
131	低周波発振器	TS-382	6625-00-192-5094
132	掃引発振器	TS-452	6625-00-391-0810
133	標準信号発生器	TS-497	6625-00-669-0258
134	真空管試験器	TS-505	6625-00-243-0562
135	"	TV-7	6625-00-376-4939
136	バイノラル録音機		
137	受信機	BC-603	5820-00-162-6329
138	軽受信機	SCR-536	5820-00-523-8224
139	"	SCR-593	5820-00-164-8149
140	送信機	BC-604	5820-00-126-8839
141	送受信機	RT-63/GRC	5820-00-503-1505
142	中無線機	SCR-193	5820-00-188-6181
143	重無線機	SCR-399	5820-00-355-8124
144	レーダ装置	AN/TPS-1D	5840-00-497-9346

145	レーダ装置 SCR-584	5840-00-244-5155
146	" AN/MPQ-10A	5840-00-378_5006 503 1086
147	増幅器 AM-8/TRA-1	5820-00-164-7136
148	ビーコン AN/OVX-1	5850-00-537-3996
149	レーダ試験装置 AN/GPM-1	6625-00-643-3121
150	符号練習機 AN/GSC-T/1	6940-00-243-1972
151	火光測定装置 AN/GTC-1	1290-00-407-5604
152	レーダ試験装置 AN/MPM-2	6625-00-247-7384
153	高射指揮所装置 AN/MPQ-1	5895-00-503_1203 537 7440
154	レーダビーコン AN/PPM-2	5840-00-537-4000
155	搬送電話端局装置 AN/TCC-3	5805-00-503-2648
156	気象観測装置 AN/TMQ-4	6660-00-537-9195
157	ラジオゾンデ記録器 AN/TMQ-5	6660-00-324-9426
158	" AN/TMQ-1	6660-00-379-9194
159	標示板 AN/TSA-1	5895-00-408-4102
160	" AN/TSA-2	5895-00-408-4103
161	レーダ試験装置 AN/UPM-4A	6625-00-585-0103
162	" " AN/UPM-6B	6625-00-692-6565
163	その他	

#### 第5 化学器材

一連 番号	品 名	物品番号 (N S N)
1	放射機支援車 1-01型	1040-00-142-0597
2	携帯除染器 1-01型	4230-00-246-1186
3	化学地雷充てん器 1-01型	
4	防護カーテン 1-01型	
5	試料採取用具 1-01型	
6	携帯放射機 1-01型	1040-00-368-6068
7	発煙機 1-01型	1040-00-193-9672
8	ゲル化油調整用具 2-01型	
9	ガス検知器 1-03型	6665-00-217-1096
10	化学加熱機 1-02型	4520-00-212-6285
11	ガス分析器 1-02型	6665-00-217-1095
12	毒煙分析器 1-01型	6665-00-105-1099
13	化学火工品切断模型セット	
14	ゲル化油充てん用具 1-01型	1040-00-396-3570
15	模型化学火工品セット 1-01型	
16	化学線量計 1-01型	
17	検知用線量計 1-01型	
18	その他	

## 第6 供与打殻（がら）薬莖（きょう）

一連 番号	品 名	物品番号 (N S N)
1	口径30騎銃弾打殻薬莖	
2	口径30火器弾（騎銃弾を除く。以下同じ。）打殻薬莖	
3	口径30火器空包打殻薬莖	
4	口径30用5発挿弾子（クリップ）	
5	同 8発挿弾子（クリップ）	
6	同 保弾子（リンク）	
7	同 保弾帯（布ベルト）	
8	口径45火器弾打殻薬莖（真鍮（ちゅう）製）	
9	同 同 （鉄製）	
10	口径50火器弾打殻薬莖	
11	口径50火器空包打殻薬莖	
12	口径50用保弾子（リンク）	
13	37ミリ高射機関砲弾打殻薬莖（真鍮製）	
14	同 同 （鉄製）	
15	37ミリ縮射砲弾打殻薬莖（真鍮製）	
16	同 同 （鉄製）	
17	40ミリ高射機関砲弾打殻薬莖（真鍮製）	
18	同 同 （鉄製）	
19	40ミリ高射機関砲弾金属容器	
20	57ミリ無反動砲弾打殻薬莖	
21	同 金属容器	
22	60ミリ迫撃砲弾金属容器	
23	75ミリ戦車砲弾打殻薬莖（真鍮製）	
24	同 同 （鉄製）	
25	同 金属容器	
26	75ミリ高射砲弾打殻薬莖（鉄製）	
27	同 金属容器	
28	75ミリ無反動砲弾打殻薬莖	
29	同 金属容器	
30	75ミリ榴弾砲弾打殻薬莖（真鍮製）	
31	同 同 （鉄製）	
32	同 金属容器	
33	76ミリ戦車砲弾打殻薬莖（真鍮製）	
34	同 同 （鉄製）	
35	81ミリ迫撃砲弾金属容器	
36	90ミリ高射砲弾打殻薬莖（真鍮製）	

37	90ミリ高射砲弾打殻薬莖 (鉄製)	
38	同 金属容器	
39	105ミリ榴弾砲弾打殻薬莖 (真鍮製)	
40	同 同 (鉄製)	
41	同 金属容器	
42	105ミリ無反動砲弾打殻薬莖	
43	106ミリ無反動砲弾打殻薬莖	
44	155ミリ加農砲弾M16型装薬容器	
45	155ミリ榴弾砲弾M14型装薬容器 (M3型緑のう用)	
46	同 M13型装薬容器 (M4型A1型白のう用)	
47	8インチ榴弾砲弾M18 同 (M1型緑のう用)	
48	同 M19 同 (M2型白のう用)	
49	2.36インチロケット演習弾打殻薬莖	
50	3.5インチロケット演習弾打殻薬莖	
51	M2型対人地雷打殻薬莖	
52	M48型パラシュート付仕掛照明弾打殻薬莖	
53	その他	

#### 第7 航空器材

一連 番号	品 名	物品番号 (N S N)
1	ガソリンエンジンヒータ	
2	マグナフラックス装置	6635-00-240-5022

## 不用供与品集種部隊等

物品管理区	集種部隊等 (場所)				
	北部方面区	東北方面区	東部方面区	中部方面区	西部方面区
火器、車両、誘導武器	北海道補給処	東北補給処	関東補給処	関西補給処 桂支処	九州補給処 及び同城野支処
化学器材	北海道補給処	東北補給処	関東補給処	関西補給処	九州補給処
施設器材	北海道補給処 苗穂支処	東北補給処	関東補給処 古河支処	関西補給処 桂支処	九州補給処 健軍支処
通信電子材	北海道補給処	東北補給処	関東補給処	関西補給処	九州補給処
航空器材	北部方面航空 野整備隊	東北方面航空 野整備隊	関東補給処	中部方面航空 野整備隊	西部方面航空 野整備隊
需品器材	北海道補給処	東北補給処	関東補給処 松戸支処	関西補給処	九州補給処
衛生器材	北海道補給処	東北補給処	関東補給処 用賀支処	関西補給処	九州補給処
弾薬類	北海道補給処 安平弾薬支処	東北補給処 反町弾薬支処	関東補給処 吉井弾薬支処及び 同富士弾薬出張所	関西補給処 祝園弾薬支処	九州補給処 大分弾薬支処

不 用 供 与 品 報 告 書  
(装計定第19号)

○○年度○期  
○○駐屯地

一連 番号	物 品 番 号	品 名	単 位	数 量	程 度	備 考
1	1005-00-322-9715	(小火器) 12.7mm重機関銃M2 (施)	E A	4	H	1359829 1662167 1847916 803925
2	1055-205-7424-5	89mmロケット発射筒M20改4型 (火 砲)	E A	280	H	固有番号表
3	1010-00-673-2006	60mm迫撃砲M2 砲架M5 付き	E A	4	H	J 79673 J 79614 J 79550 J 34779
4	1015-00-591-0188	107mm迫撃砲M2 砲架付き (その他の器材)	E A	3	H	355 362 492 欠品証明書
5	1005-00-317-2442	M31C1/4t 用車載銃架	E A	2	H	1069 1464
6	1005-00-716-1814	12.7mm重機関銃M2 用銃身	E A	2	H	
7	1290-00-674-0631	M1 象限儀	E A	2	H	33712 7011
8	6650-00-530-0960	M49観測用望遠鏡	E A	3	H	3765 19321 23762
9	6650-00-757-8357	M6 潜望鏡 (弾薬類)	E A	8	H	
10		打殻薬莖	kg	1,800	S	無危険証明書、内容明細書

規格：日本産業規格A4

- 注：1 11桁の物品番号には、初めから5けた及び6けた目に「00」を追加して記入する。  
 2 品名欄は、航空機、装軌車、装輪車、小火器、火砲、その他の器材、弾薬類、部品に区別する。  
 3 主体品は、物品番号、品名、程度区分（付紙第1）ごとに別行に記入する。  
 部品は、主体品ごとに集計して報告することができる。  
 4 打殻薬莖類を報告する場合は、無危険証明書（様式：付紙第2）を添付する。  
 5 備考欄は、固有番号、添付書類名等を記入する。

SUPPLY CONDITION CODES

補給程度区分

<u>CODE</u> 記号	<u>TITLE</u> 題 目	<u>DEFINITION</u> 定 義
A	Serviceable (Issuable without Qualification) 使用可能 (無条件出荷)	New, used, repaired or reconditioned material which is serviceable and issuable to all customers without limitation or restriction. Includes material with more than 6 months shelf-life remaining. 制限なしで出荷可能及び使用可能な新品、中古品、修理品、再生修理品 (6 箇月以上の貯蔵寿命があるものを含む。)
B	Serviceable (Issuable with Qualification) 使用可能 (条件出荷)	New, used, repaired or reconditioned material which is serviceable and issuable for its intended purpose but which is restricted from issue to specific units, activities or geographical areas by reason of its limited usefulness or short service-life expectancy. Includes material with 3 through 6 months shelf-life remaining. 使用目的に対し出荷可能及び使用可能な新品、中古品、修理品、再生修理品で、その限定利用性又は予期される短期利用寿命の理由により特殊な部隊、機関又は地域への出荷が制限されるもの (3 ~ 6 箇月の貯蔵寿命があるものを含む。)

- C Serviceable (Priority Issue)  
使用可能 (優先出荷)
- Items which are serviceable and issuable to selected customers, but which must be issued before conditions A and B material to avoid loss as a usable asset. Includes material with less than 3 months shelf-life remaining.
- 使用可能で特定出荷が可能であるが、利用可能資産としての損失を避けるため、程度区分A及びBのものに優先して出荷しなければならない品目 (3箇月以下の貯蔵寿命のあるものを含む。)
- D Serviceable (Test / Modification)  
使用可能 (テスト / 改造)
- Serviceable material which requires test, alternation, modification, conversion or disassembly. (This does not include items which must be inspected or tested immediately prior to issue.)
- テスト、代替、改造、転換、分解を要する使用可能品 (出荷直前に検査又はテストしなければならないものを除く。)
- E Unserviceable (Limited Restoration)  
使用不可能 (限定修復)
- Material which involves only limited expense or effort to restore to serviceable condition and which is accomplished in the storage activity where the stock is located.
- 限られた費用又は労力で使用可能状態に修復でき、修復作業が貯蔵されている施設で行われるもの。

F	Unserviceable (Repairable) 使用不可能(修理可能)	Economically repairable material which requires repair, overhaul, or reconditioning includes repairable items which are radioactively contaminated. 修理、オーバーホール又は再生修理を要する経済的修理可能品(放射能汚染された修理可能な品目を含む。)
G	Unserviceable 使用不可能	Material requiring additional parts or components to complete end item prior to issue. 出荷前に完成品とするため、追加商品又は構成部品を必要とするもの。
H	Unserviceable (Condemned) 使用不可能(廃棄)	Material which has been determined to be unserviceable and does not meet repair criteria (includes condemned items which are radioactively contaminated.) 使用不可能と決定され、修理基準に適合しないもの(放射能汚染された廃棄品目を含む。)
S	Unserviceable(Scrap) 使用不可能(スクラップ)	Material that has no value except for its basic material content. 本来の原料としての価値を除き、ほかには全く価値のないもの。



## 欠品証明書

- 1 在日相互防衛援助事務所長 (MDAO) の部品取りに関する承認文書番号及び日付
- 2 不用供与品名

主 体 品	物 品 番 号	品 名	個有 (車両) 番号	単価(円)	重 量 (kg)
欠 品 状 況	物 品 番 号 等	品 名	数 量	金額(円)	重 量 (kg)
	合 計				

規格：日本産業規格 A 4

- 注：1 主体品1件ごと別葉にして作成する。  
2 単価は、標準価格とする。

別紙第20 (第17条関係)

発簡番号

年 月 日

陸上幕僚長 殿

発簡者名 印

返 還 状 況 報 告 書  
(装計定第20号)

一進 番号	物 品 番 号	品 名	単 位	数 量	返 還 (引 渡) 年 月 日	返 還 (引 渡) 先	返 還 (引 渡) 方 法	備 考
1	記入例： 1005-205-7424-5	(小火器) 89mm ロケット発射筒 M20改4型	E A	20	6. 5. 6	〇〇商会	現地渡し (米軍によ り現地売却となった 場合)	
2	1290-00-671-6145	(その他の器材) M1 方向盤	E A	5	5. 7. 29	岩国財産処理事務所	自隊輸送	
3	1240-00-674-0631	M1 象眼儀 (部品)	E A	3	5. 7. 29	岩国財産処理事務所	自隊輸送	
4	1015-00-722-9337	105mmH用砲身	kg	320	5. 7. 29	岩国財産処理事務所	役務輸送	1点

規格：日本産業規格A4

- 注：1 第16条に基づく処分を完了したのものについて記入する。  
 2 11桁の物品番号には、初めから5けた及び6けた目に「00」を追加して記入する。  
 3 品名欄は、航空機、装軌車、装輪車、小火器、火砲、その他の器材、弾薬類、部品に区別する。  
 4 返還(引渡)年月日は、処分を完了した日を記入する。ただし、役務輸送を行った場合は、発送日とする。

別紙第21 (第21条関係)

発簡番号

年 月 日

発簡者名 印

陸上幕僚長 殿

供 与 品 異 常 報 告 書  
(装計定第23号)

1 異常の状況

証 書 番 号		物品整理番号	品 名	単 位	証 書 数 量	異 常 内 容				受 領 年 月 日	梱包番号	品名番号	発送部隊	備 考	
						数 量 異 常		規 格 異 常 数 量	損 傷 数 量						
米軍出荷証書	管理換(替)票				実受領数量	過不足数									
						過	不足								

2 異常発見の日時、場所及び保管状況

3 受領官又は代理受領官の受領以前に起因すると認められる理由 (調査資料及び写真添付)

4 関係職員の官職氏名

- (1) 分任物品管理官
- (2) 物品出納官
- (3) 検査官

注：1 補給処等において、米軍出荷証書番号が判明しないときは、管理換(替)票の番号を記入する。

2 規格異常及び損傷の場合は、その内容を詳細に記入する。

3 報告書の規格はA列4番とし、報告内容に応じて教葉にわたることができる。